

ロードアシスタンスサービス

24時間365日安心のバックアップ



ロードアシスタンスサービスのご案内

ロードアシスタンス専用デスク ☎0120-80-6324 夜間・休日の緊急事故受付 ☎0120-89-8819

ご契約のお車が自家用8車種(対象自動車参照)のとき、自動付帯となります。

●対象自動車

自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5t以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5t超、2t以下)、キャンピング車
(注)対象となるのは、ご契約のお車のみです。

●ロードアシスタンスサービスの内容

①レッカーけん引(15万円限度)

ご契約のお車が走行不能となった地からご利用者様の指定する修理工場までのレッカーけん引を行います。(ただし、応急処置を行った場合は、その費用とレッカーけん引費用の合計で15万円限度となります。)

②応急処置(15万円限度)

ご契約のお車が走行不能となった場合、30分程度で対応可能な応急処置を行います。

主な応急処置…バッテリーの点検、バッテリージャンピング(バッテリー上がりの際にケーブルをつないでエンジンをスタートさせることです。共済期間中3回までとなります。)、鍵開け、脱輪時の路面への引き上げ、パンク時のスペアタイヤ交換、タイヤ廻り点検(チェーンの脱着を除きます。)、冷却水補充、ボルトの締付け、バルブ・ヒューズ取替え など
(注)①、②ともに部品代、消耗品代は、ご利用者様のご負担になります。

以下のサービスのご提供には、ロードアシスタンス専用デスクにご連絡をいただくことが必要です。

③燃料切れ時給油サービス

ご契約のお車が燃料切れで走行不能となったとき、最大10ℓ無料でお届けします。ただし、共済期間中に1回に限ります。

④積雪・凍結路面のスタック時引き出しサービス

ご契約のお車が積雪・凍結路面でスタックし、走行不能となったとき、引き出しサービスを行います。ただし、雪道用スタッドレスタイヤまたは雪道用タイヤチェーンを装着している場合に限りです。

○ご利用にあたってのご注意

ロードアシスタンスサービス対応時に無免許運転や酒気帯び運転等ご利用者様の法令違反が確認された場合は、ロードアシスタンスサービスの提供は行いません。



JAF会員特典もございます

※ただし、ロードアシスタンス専用デスクに事前にご連絡をいただくことが必要です。

●契約締結時にご注意いただきたいこと

ご契約の際、記名被共済者の氏名、お車の用途・車種・型式・初度登録年月・排気量・前契約の事故の有無・事故件数などをお知らせください。事実と相違している場合、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできないことがあります。

●契約締結後においてご注意いただきたいこと

①次のような場合、変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。
遅滞なくご連絡いただけない場合またはお手続き(変更手続き書類のご提出および追加共済掛金のお支払いなど)いただけない場合は、事故の際に共済金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

・ご契約のお車の用途車種または登録番号を変更する場合
以下の事項についても遅滞なくご連絡願います。
・ご契約者の住所の変更
・車両共済をご契約の場合にご契約のお車の改造や高価な付属品の装置などによりお車の時価が著しく増加する場合

②次のような場合、ただちに取扱代理所または当組合にご通知ください。

なお、ご契約の変更手続き前や追加共済掛金をお支払いいただく前に発生した事故については、共済金のお支払いができませんことや、変更前のご契約条件が適用されることがありますのでご注意ください。

・記名被共済者の氏名が変更となる場合
・共済金額の増額や特約をセットされるなど、ご契約条件の変更を希望される場合
・運転者限定特約により限定した範囲外の方がご契約のお車を運転される場合
・運転者年齢条件を満たさない方がご契約のお車を運転される場合

・買い替えなどにより、ご契約のお車が変わりとなる場合
・ご契約のお車を譲渡する場合

……など

●ご契約を中断された場合

ご契約のお車の廃車・譲渡・リース業者への返還・車検切れ・記名被共済者の海外渡航等にとまぬ、一時的にご契約を中断された場合、中断後の新たなご契約に、中断前のご契約の等級を適用できる場合があります。なお、ご契約の中断日から13か月以内にお手続きを取らないとこの制度をご利用になれません。

●解約と解約返れい金など

ご契約後、共済契約を解約される場合には、取扱代理所または当組合にお申出ください。解約の条件によっては、当組合の定めるところにより掛金を返還、または請求させていただく場合があります。また、返還される掛金があっても多くの場合で払込まれた掛金の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

●共済金の消滅または共済掛金の追徴事項のご説明

当組合は、異常災害その他の事由により損失金を生じ、かつその損失金を繰越剰余金および諸積立金をもって補うことができなかったときは、総代会の議決を経て、共済金の削減または共済掛金の追徴を行なう場合があります。

●リスクの分散

関東自動車共済協同組合は、組合が会員となっている「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を締結し、リスクの分散を行なっています。

かならずご確認ください

このパンフレットは、「自動車共済」の概要を表したものです。

詳細については、「自動車共済ご契約のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては取扱代理所または当組合にお問合せください。

平成27年10月

お問い合わせ先： 関東自動車共済(協) 千葉県火災共済支部

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-22-2 千葉県火災共済(協)

Tel.043-221-8831 Fax.043-221-8830